

政治倫理の確立のための京都府議会の議員の資産等の 公開に関する条例施行規程

(平成7年10月11日)

改正 平成13年12月26日
平成14年3月19日
平成16年3月30日
平成19年3月9日
平成19年10月10日
平成22年3月5日
平成23年3月1日
平成29年3月31日

(資産等報告書等)

第1条 政治倫理の確立のための京都府議会の議員の資産等の公開に関する条例（平成7年京都府条例第25号。以下「条例」という。）第2条第1項各号に掲げる資産等には、外国にある資産等を含むものとする。

第2条 条例第2条第1項第5号の有価証券の種類は、国債証券、地方債証券、社債券、株券（資本金の額が1億円以上の株式会社の株券、金融商品取引所に上場されている株券又は店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会に登録されている株券に限る。）、金銭信託及びその他とする。

2 条例第2条第1項第6号の自動車の種類は、普通自動車、小型自動車、軽自動車及びその他とする。

3 条例第2条第1項第6号の船舶の種類は、汽船、帆船及びその他とする。

4 条例第2条第1項第6号の航空機の種類は、飛行機、回転翼航空機、滑空機及びその他とする。

5 条例第2条第1項第6号の美術工芸品の種類は、絵画、彫刻、書、陶器、磁器、漆器、ガラス器、刀剣及びその他とする。

第3条 条例第2条第1項の資産等報告書は、別記第1号様式によるものとする。

2 条例第2条第2項の資産等補充報告書は、別記第2号様式によるものとする。

(所得等報告書)

第4条 条例第3条第1号イの京都府議会（以下「議会」という。）の議長が定める所得の金額は、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第8条の4第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額、同法第28条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、同法第37条の10第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額、同法第37条の11第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び同法第41条の14第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額とする。

第5条 条例第3条の所得等報告書は、別記第3号様式によるものとする。

- 2 条例第3条の所得等報告書の提出は、確定申告書の写しにより行うことができる。この場合において、同条第1号ア又はイに掲げる金額が100万円を超えるときは、その基因となった事実を付記しなければならない。

(関連会社等報告書)

第6条 条例第4条の報酬とは、金銭による給付をいう。

第7条 条例第4条の関連会社等報告書は、別記第4号様式によるものとする。

(期限の特例)

第8条 条例第2条第1項の資産等報告書、同条第2項の資産等補充報告書、条例第3条の所得等報告書及び条例第4条の関連会社等報告書（以下「報告書」という。）の提出の期限が京都府の休日に当たるときは、その日の翌日をもってその期限とみなす。

(報告書の訂正)

第9条 報告書を訂正しようとする場合には、議会の議員は、議会の議長に訂正願を提出し、訂正の箇所に認印するとともに、その氏名及び訂正年月日を記載しなければならない。この場合において、削った部分は、これを読むことができるように字体を残さなければならない。

(報告書の閲覧)

第10条 条例第5条第2項の規定による報告書の閲覧は、当該報告書を提出すべき期間の末日の翌日から起算して60日を経過する日の翌日からすることができる。

- 2 条例第5条第2項の規定による報告書の閲覧は、議会の議長が指定する場所で、執務時間中にしなければならない。
- 3 報告書は、前項の場所以外に持ち出すことができない。
- 4 報告書は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。
- 5 前3項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、条例第5条第2項の規定による報告書の閲覧に関し必要な事項は、議会の議長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成7年11月1日から施行する。
- 2 条例附則第2項の規定により提出する資産等報告書については、第1条、第2条、第3条第1項及び第8条から第10条までの規定を準用する。

附 則

この規程は、平成13年12月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年3月19日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年3月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年3月9日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年10月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年3月5日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

資 産 等 報 告 書

京都府議会議長 様

京都府議会議員 _____ 印

1 土 地

所 在	面 積	固定資産税の課税標準額	摘 要
	m ²	円	

注 1 信託している土地を含む。ただし、自己が帰属権利者であるものに限る。

2 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。

3 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。

3 建 物

所 在	床 面 積	固定資産税の課税標準額	摘 要
	m ²	円	

- 注 1 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。
2 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。

4 預金・貯金

(1) 預 金

預金の総額	円
-------	---

注 当座預金及び普通預金を除く。

(2) 貯 金

貯金の総額	円
-------	---

注 普通貯金を除く。

5 有価証券

種 類	額 面 金 額 の 総 額
	円

注 種類欄には、国債証券、地方債証券、社債券、金銭信託及びその他の別を記入し、その種類ごとに額面金額の総額（金銭信託については、元本の総額）を記入する。

種 類	銘 柄	株 数
株		株
券		

6 自動車・船舶・航空機・美術工芸品（取得価額が100万円を超えるものに限る。）

(1) 自動車

種 類	数 量

注 種類欄には、普通自動車、小型自動車、軽自動車及びその他の別を記入する。

(2) 船 舶

種 類	数 量

注 種類欄には、汽船、帆船及びその他の別を記入する。

(3) 航空機

種 類	数 量

注 種類欄には、飛行機、回転翼航空機、滑空機及びその他の別を記入する。

(4) 美術工芸品

種 類	数 量

注 種類欄には、絵画、彫刻、書、陶器、磁器、漆器、ガラス器、刀剣及びその他の別を記入する。

7 ゴルフ場の利用に関する権利（譲渡することができるものに限る。）

ゴルフ場の名称

8 貸付金（生計を一にする親族に対するものを除く。）

貸付金の総額	円
--------	---

9 借入金（生計を一にする親族からのものを除く。）

借入金の総額	円
--------	---

年 月 日

資 産 等 補 充 報 告 書

京都府議会議長 様

京都府議会議員 _____ 印

1 土 地

所 在	面 積	固定資産税の課税標準額	摘 要
	m ²	円	

- 注 1 信託している土地を含む。ただし、自己が帰属権利者であるものに限る。
- 2 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。
- 3 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。
- 4 買替えにより取得した場合は、摘要欄にその旨を記入することができる。

4 預金・貯金

(1) 預 金

預金の総額	円
-------	---

注 当座預金及び普通預金を除く。

(2) 貯 金

貯金の総額	円
-------	---

注 普通貯金を除く。

5 有価証券

種 類	額 面 金 額 の 総 額
	円

注 種類欄には、国債証券、地方債証券、社債券、金銭信託及びその他の別を記入し、その種類ごとに額面金額の総額（金銭信託については、元本の総額）を記入する。

種 類	銘 柄	株 数
株		株
券		

6 自動車・船舶・航空機・美術工芸品（取得価額が100万円を超えるものに限る。）

(1) 自動車

種 類	数 量

注 種類欄には、普通自動車、小型自動車、軽自動車及びその他の別を記入する。

(2) 船 舶

種 類	数 量

注 種類欄には、汽船、帆船及びその他の別を記入する。

(3) 航空機

種 類	数 量

注 種類欄には、飛行機、回転翼航空機、滑空機及びその他の別を記入する。

(4) 美術工芸品

種 類	数 量

注 種類欄には、絵画、彫刻、書、陶器、磁器、漆器、ガラス器、刀剣及びその他の別を記入する。

7 ゴルフ場の利用に関する権利（譲渡することができるものに限る。）

ゴルフ場の名称

8 貸付金（生計を一にする親族に対するものを除く。）

貸付金の総額	円
--------	---

9 借入金（生計を一にする親族からのものを除く。）

借入金の総額	円
--------	---

年 月 日

所得等報告書

京都府議会議長 様

京都府議会議員

印

		所得金額	基因となった事実
総合課税	事業所得	円	
	不動産所得		
	利子所得		
	配当所得		
	給与所得		
	雑所得		
	譲渡所得		
	一時所得		
分離課税	土地等の事業・雑所得		
	短期譲渡所得		
	長期譲渡所得		
	一般株式等の事業・譲渡・雑所得		
	上場株式等の事業・譲渡・雑所得		
	上場株式等の利子・配当所得		
	先物取引の事業・譲渡・雑所得		
山林所得			

受贈財産の課税価格	円
-----------	---

注 基因となった事実の欄には、それぞれの所得金額が100万円を超えるものについてその基因となった事実を記入する。

